

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都東大和市上北台三丁目391番地の1

株 式 会 社 テ セ ッ ク

代表取締役社長 田 中 賢 治

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会へのご来場につきましてはは慎重なご判断をいただき、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、積極にご活用いただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使される場合には、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従い2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都東大和市上北台三丁目391番地の1
当社 6号館3階
(末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

1. 議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任するに限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社は、法令および当社定款の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tesec.co.jp>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tesec.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

本総会運営につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とし、開催時間を短縮させていただきますので、事前に招集ご通知にお目通しを頂きますようお願い申し上げます。また、当日ご来場される際は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、事情をご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 双票

議決権の数 双票

1. _____
2. _____

見本
〇(賛成) 〇(賛成)
×(反対) ×(反対)

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

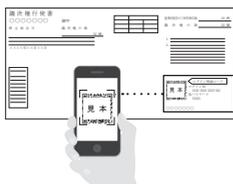
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、ワクチン接種の進む先進国を中心に回復に向かいましたが、変異株による感染再拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻に関連した原材料やエネルギー価格の上昇が企業活動に影響を及ぼしました。日本ではワクチン接種と並行し東京五輪が開催されましたが、社会・経済活動の正常化には至らず、貿易摩擦の長期化や債務拡大への懸念が残るなか、先行き不透明感が継続しました。

半導体業界におきましては、経済活動の再開を背景とした自動車や産業向け需要、5G化や巣ごもり消費を背景としたパソコンやスマートフォン、ゲーム向け需要など、幅広い分野で市場が拡大しました。半導体の供給不足に伴う生産のタイト感が続くなか、サプライチェーンのあり方が各国政府レベルでも意識され、半導体メーカーの投資意欲は継続しました。

このような状況のなか、顧客ニーズに応える製品の開発や改良に注力するとともに、パワーデバイス用テストやMAPハンドラなどの主力モデルを軸として、中国をはじめとする主要市場において顧客基盤拡大に向けた受注活動を展開しました。生産面では、電子部品などの調達が困難となったことから、代替品の利用や複数社購買体制への移行を進めましたが、顧客の先行発注も重なり、受注から売上までのリードタイムが長期化しました。

以上の結果、受注高は108億13百万円（前期比106.3%増）と想定以上の増加となりました。売上高は75億12百万円（同117.8%増）と概ね計画通りに進捗したことから、期末受注残高は前期末から倍増し62億円となりました。製品別売上高はハンドラ39億78百万円（同202.1%増）、テスト21億24百万円（同74.0%増）、パーツ等14億9百万円（同54.5%増）となりました。

損益面は、売上拡大に伴う売上総利益の増加により、営業利益17億48百万円（前期は営業損失4億48百万円）となりました。また、円安進行に伴う為替差益の計上により、経常利益は20億65百万円（同経常損失3億8百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億22百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失2億90百万円）となりました。

製品別売上

(単位：百万円)

区 分	第54期 2021年度(当連結会計年度)		対前期増減率
	金 額	構 成 比	
ハン ド ラ	3,978	53.0%	202.1%
テ ス タ	2,124	28.3%	74.0%
パ ー ツ 等	1,409	18.7%	54.5%
合 計	7,512	100.0%	117.8%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は54百万円でありその主なものは情報設備の更新投資および設計製造強化のための設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と10億円の貸出コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第51期 2018年度	第52期 2019年度	第53期 2020年度	第54期 2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高	7,194	4,159	3,449	7,512
経 常 利 益	1,373	38	△308	2,065
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,047	△168	△290	1,722
1株当たり当期純利益	185円47銭	△29円75銭	△51円37銭	304円96銭
総 資 産	11,159	10,195	10,339	12,890
純 資 産	10,221	9,597	9,513	11,300

(注) 1. △は損失を示します。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。また、収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、前連結会計年度以前に対し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名 (所 在 地)	資 本 金	議 決 権 率	主 要 な 事 業 内 容
TESEC, INC. (ア メ リ カ 合 衆 国)	千米ドル 1,509	100.0%	当社製品の販売およびアフターサービス
TESEC (M) SDN. BHD. (マ レ ー シ ア)	千マレーシアンギット 1,000	99.6%	同 上
泰賽國際貿易(上海)有限公司 (中 華 人 民 共 和 国)	千米ドル 500	100.0%	同 上

(4) 対処すべき課題

世界の半導体業界は、データセンターの増強、次世代通信規格（5G）の始動、自動車の電動化などのデジタル化に加え、世界的な脱炭素化を背景に、今後も半導体需要の拡大が予想されることから、半導体製造装置市場は、短期的には変動しつつも中長期的には堅調に推移するものと見込まれます。また、足下では過去最高水準の受注残高を抱えておりますが、部材調達リスクは当面続くことが予想されます。

一方、当社の内部環境に目を向けますと、従業員の高齢化と人員の減少が進んでいます。デジタルによる業務効率改善を進めることは当然として、中長期目線での人材戦略が必須となっています。このような状況において、ソリューションを提供する創造業のトップランナーとなり、優れた半導体検査装置を世界中に供給することで快適で安全な低炭素社会に貢献するというミッションを着実に果たすべく、当社は2022年度を初年度とする3ヵ年の新たな中期経営計画「Enjoy2.0」を下記のとおり策定しました。

このような環境下において、中期経営計画で掲げた基盤戦略、事業戦略、財務戦略の実現に向けて、更なる全社的な業務効率化、情報の共有化、人材の有効活用を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きより一層のご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

【中期経営計画「Enjoy2.0」の概要】

<基盤戦略>

- ・人財 … 人材採用を加速。個々の能力を活かし伸ばせる環境を整備
- ・DX … 3年以内に基幹システムを含む新たな情報基盤の運用を開始
- ・マーケティング … 顧客接点を重層化し、高付加価値製品をグローバルに提供
- ・生産 … 100億円までストレッチできる柔軟な生産体制を構築

<事業戦略>

テスタ分野

- ・ 国内大手パワー半導体メーカーとの取引維持
- ・ 中国市場での顧客開拓とリピート取引獲得
- ・ ほぼ全てのトップメーカーとの取引実績を活かした欧州大手への拡販
- ・ 新規開発、協業によるターンキーソリューションの提案
- ・ 高電圧・大電流化、工場自動化への対応

ハンドラ分野

- ・ 顧客密着対応による大口顧客との取引維持
- ・ 戦略顧客への主力モデル納入による取引拡大
- ・ QFN、SOPデバイスをターゲットとする製品展開
- ・ 温度環境試験、工場自動化への対応

〈計数目標〉

- ・売上100億円（CAGR10%）、営業利益25億円（同12.6%）へのストレッチ

〈財務戦略〉

- ・2022年度からの3カ年を第二創業期と位置付け、M&A枠含め40億円の成長投資枠（研究開発等）を設定
- ・配当＋自社株買いにより、総還元性向35%を目安として株主還元
- ・半導体業界及び当社固有の不確実性を踏まえ、一定の自己資本を維持

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、半導体検査装置であるハンドラ、テストおよびパーツ等の開発・製造・販売を主な事業内容としております。

【ハンドラ】

接続されたテストから測定データを受け、設定されたレベルに応じて各種半導体デバイスを自動的に分類、選別する装置で以下の種類があります。

- ・MEMSハンドラ
- ・ストリップテストハンドラ
- ・自重落下ハンドラ
- ・フィルムフレームテストハンドラ
- ・ダイソーター
- ・TABハンドラ
- ・水平搬送ハンドラ
- ・タレットタイプハンドラ

【テスト】

各種ディスクリートデバイス（個別半導体）の電気特性を高速・高精度に測定する装置で以下の種類があります。

- ・パワーデバイス測定システム
- ・ディスクリートデバイステストシステム
- ・熱抵抗テスト
- ・L負荷テスト
- ・ダイナミックテストシステム
- ・IPD/IPMテストシステム
- ・内部ゲート寄生抵抗テスト

【パーツ等】

- ・予備部品
- ・保守部品等

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

拠 点	所 在 地
本 社	東京都東大和市
営 業 所	熊本県上益城郡益城町
工 場	長野県上伊那郡箕輪町

② 子会社

TESEC, INC.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
TESEC (M) SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール市
泰賽国際貿易(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市

(7) 企業集団の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
213名	5名減

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,778,695株
- ③ 株主数 5,165名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
田 中 綏 子	479千株	8.5%
村 井 昭	332	5.9
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	186	3.3
勝 田 知 男	177	3.1
竹 村 素 之 子	172	3.1
山 村 博	166	2.9
株 式 会 社 り そ な 銀 行	164	2.9
テ セ ッ ク 社 員 持 株 会	125	2.2
大 塚 佳 苗	106	1.9
大 塚 正 樹	105	1.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を130,500株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中賢治	営業・技術（ハンドラ）部門担当
取締役	尾亦利夫	管理・品質保証部門担当、泰賽国際貿易（上海）有限公司（中国）董事長
取締役	宮脇浩幸	製造部門担当
取締役	渡邊弘一	技術（テスト）部門担当
取締役 （常勤監査等委員）	矢崎七三	
取締役 （監査等委員）	南忠良	
取締役 （監査等委員）	舛川博昭	舛川公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）南 忠良氏および舛川博昭氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）舛川博昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために矢崎七三氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は取締役（監査等委員）南 忠良氏および舛川博昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次の通りであります。
- ・2021年6月29日の第53回定時株主総会終結の時をもって、取締役牧下裕之氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2021年6月29日の第53回定時株主総会において、取締役渡邊弘一氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会決議により定めております。当該決定方針においては、取締役の役位、職責、役割および経営成績、経営方針、経営戦略の達成状況等を総合的に勘案し、報酬を決定することを基本方針としております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月29日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、年額150百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額25百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

当社役員報酬は、上記方針に沿った固定報酬のみで構成されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の決定プロセスは、取締役会にて全役員報酬総額（月額）を決定し、個人別の報酬額（月額）の決定は、代表取締役社長田中賢治氏および監査等委員会（取締役矢崎七三氏、社外取締役南 忠良氏、社外取締役舛川博昭氏）に委任しております。取締役会が個人別の報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績等を把握し、各取締役の担当部門について評価できる代表取締役と、客観的立場から評価できる監査等委員会により、客観性、透明性ある手続きが可能であると判断したためであり、当事業年度において決定された個人別の報酬等の内容は、上記の手続きを経て決定されていることから取締役会で決議された決定方針と整合していると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	5名	82百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	13百万円 (5百万円)
合 計	8名	95百万円

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ハ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬額の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役（監査等委員）舛川博昭氏は、舛川公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 南 忠 良	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、議案の審議等に必要な提言・助言を適宜行っております。また、上記の他、他社の取締役としての見識と経験から経営の監督とチェック機能を果たしており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため重要な役割を果たしております。
取締役(監査等委員) 舛 川 博 昭	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、議案の審議等に必要な提言・助言を適宜行っております。また、上記の他、企業会計の専門家としての専門的見地から経営の監督とチェック機能を果たしており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社3社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社ならびに子会社の取締役および従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守し行動するための指針として経営理念に則った「行動規範」を定め、これを周知徹底する。
- ② コンプライアンス体制確立のため、コンプライアンス総括責任者（役

員)を任命し、コンプライアンスの推進、教育を実施しコンプライアンス尊重の意識を醸成するとともに、従業員が法令、定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として「社内通報制度」を確立する。

- ③ 法令、定款および社内規程の遵守状況および業務の効率性等の監査を監査等委員会直轄の内部監査部門が実施し、結果を社長および監査等委員会に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ② 取締役は「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスク管理について責任体制を明確にするとともに、組織横断的リスク対応は当社社長が議長を務める経営委員会が行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催し、「取締役会規則」および「取締役会決議事項運用基準」による重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成される経営委員会を原則週1回開催し、取締役会への付議事項の事前審議を行うとともに、業務執行に係る意思決定を機動的に行う。
 - ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、各々の責任者および責任・執行手続きの詳細を定める。
 - ③ 子会社においても定時取締役会および随時開催される臨時取締役会において経営の重要事項および個別案件の決議を随時行う。
5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、子会社から営業成績、財務状況その他経営の重要事項に関する報告を行う体制を定めた「関係会社管理規程」および「海外現地法人管理基準」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、グループ全体としての経営管理体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確立する。
 - ② 当社は、子会社がグループ計画に基づいた施策と効率的な業務運営を図るため、子会社への役員の派遣を行うとともに定期的に子会社連絡会議を開催し、必要事項を取締役会・監査等委員会に報告させる。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびに当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、従業員を配置する。
 - ② 当該従業員の任命・異動・評価・懲戒等人事権に係る決定は、監査等委員会の同意を得ることとする。
 - ③ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員（または監査等委員会）の指揮命令下で職務を遂行する。
7. 当社および子会社の取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制およびその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社ならびに子会社の取締役および従業員は、当社および子会社の業務または業績に重要な影響を与える事実、職務上の法令違反または不正な行為その他これらに準ずる事実ならびにその恐れのある事実を発見したときは、遅延なく監査等委員会に報告する。
 - ② 当社および子会社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - ③ なお、上記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、当社ならびに子会社の取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
 - ④ 監査等委員会は、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、監査等委員会を原則月1回開催する。
 - ⑤ 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室から業務監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図るとともに、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - ① 社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断する。
 - ② 同勢力からの不当な要求等に対しては警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行う。
- ② 上記の内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

「内部統制システム構築の基本方針」に従った当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスの管理について

コンプライアンス総括責任者が中心となって毎月定期的に教育を行い、法令および社内規程を遵守するための取り組みを行っております。また、社内イントラネットにより内部通報制度を常設し、コンプライアンス違反や疑義のある行為等を報告できる体制を整えております。また、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう徹底しております。

② リスク管理体制について

今後想定される種々の危機に的確に対応できるように「リスク管理規程」を整備し、具体的なリスクが発生した場合には、取締役会および経営委員会が組織横断的リスク状況の監視および全社的対応を行っております。

③ 取締役の職務遂行について

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度の取締役会において、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換が行われており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

④ 監査等委員の職務遂行について

監査等委員は監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換を行い、取締役の職務遂行の監査、内部統制システムの運用状況の確認を実施いたしております。さらに、取締役会および内部監査室が実施する内部監査報告会へ出席し、監査の実効性を高めております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、配当につきましては業績推移等を総合的に勘案しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、2022年5月10日開催の取締役会決議により1株当たり80円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,033	流 動 負 債	1,395
現金及び預金	2,489	買掛金	315
受取手形	221	未払金	118
売掛金	2,603	未払費用	120
有価証券	122	契約負債	200
製品	221	未払法人税等	361
仕掛品	1,586	賞与引当金	168
原材料	453	製品保証引当金	38
未収消費税等	242	修繕引当金	41
その他	94	その他	31
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	195
固 定 資 産	4,857	長期未払金	4
有 形 固 定 資 産	1,547	繰延税金負債	190
建物及び構築物	312	負 債 合 計	1,590
機械装置及び運搬具	13	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	53	株 主 資 本	10,868
土地	1,167	資 本 金	2,521
無 形 固 定 資 産	19	資 本 剰 余 金	3,370
ソフトウェア	17	利 益 剰 余 金	5,178
その他	1	自 己 株 式	△202
投 資 其 他 の 資 産	3,290	その他の包括利益累計額	430
投資有価証券	2,994	その他有価証券評価差額金	524
退職給付に係る資産	84	為替換算調整勘定	△93
保険積立金	198	非支配株主持分	1
その他	18	純 資 産 合 計	11,300
貸倒引当金	△6	負 債 純 資 産 合 計	12,890
資 産 合 計	12,890		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		7,512
売上原価		4,163
売上総利益		3,348
販売費及び一般管理費		1,600
営業利益		1,748
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	38	
為替差益	223	
投資有価証券売却益	23	
その他	13	328
営業外費用		
保険解約損	5	
支払手数料	3	
その他	1	10
経常利益		2,065
税金等調整前当期純利益		2,065
法人税、住民税及び事業税	332	
法人税等調整額	10	343
当期純利益		1,722
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,722

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,056	流 動 負 債	1,323
現金及び預金	1,465	買掛金	316
受取手形	221	未払金	145
売掛金	2,790	未払費用	120
有価証券	122	契約負債	111
製品	95	未払法人税等	358
仕掛品	1,586	賞与引当金	168
原材料	453	製品保証引当金	38
未収消費税等	242	修繕引当金	41
その他	79	その他	23
固 定 資 産	4,935	固 定 負 債	148
有 形 固 定 資 産	1,523	長期未払金	1
建物	310	繰延税金負債	147
構築物	2		
機械及び装置	3	負 債 合 計	1,471
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	39	純 資 産 の 部	
土地	1,167	株 主 資 本	9,995
無 形 固 定 資 産	18	資本金	2,521
ソフトウェア	17	資本剰余金	3,370
その他	1	資本準備金	3,370
投 資 そ の 他 の 資 産	3,392	利益剰余金	4,305
投資有価証券	2,994	利益準備金	114
関係会社株式	53	その他利益剰余金	4,191
関係会社出資金	59	別途積立金	1,500
前払年金費用	84	繰越利益剰余金	2,691
保険積立金	198	自 己 株 式	△202
その他	7	評価・換算差額等	524
貸倒引当金	△6	その他有価証券評価差額金	524
資 産 合 計	11,991	純 資 産 合 計	10,520
		負 債 純 資 産 合 計	11,991

損 益 計 算 書

（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		7,414
売 上 原 価		4,198
売 上 総 利 益		3,215
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,591
営 業 利 益		1,624
営 業 外 収 益		
有 価 証 券 利 息	22	
受 取 配 当 金	92	
為 替 差 益	206	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	23	
そ の 他	12	358
営 業 外 費 用		
保 険 解 約 損	5	
支 払 手 数 料	3	
そ の 他	1	10
経 常 利 益		1,972
税 引 前 当 期 純 利 益		1,972
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	321	
法 人 税 等 調 整 額	7	328
当 期 純 利 益		1,643

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社テセック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古 山 和 則
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 坂 真 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テセックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テセック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制

を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社テセック

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古 山 和 則

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 坂 真 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テセックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び重要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株 式 会 社	テ	セ	ク	監 査 等 委 員 会
常 勤 監 査 等 委 員	矢	崎	七 三	㊟
監 査 等 委 員	南		忠 良	㊟
監 査 等 委 員	舛	川	博 昭	㊟

(注) 監査等委員南 忠良氏および舛川博昭氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 <u>会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第1条</u> 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）4名全員は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たなか けんじ 田中賢治 (1963年10月15日)	1986年4月 当社入社 2005年10月 ハンドラビジネスユニット部長 2007年10月 ハンドラビジネスユニットゼネラルマネージャー 2008年6月 取締役ハンドラビジネスユニットゼネラルマネージャー 2012年4月 取締役カスタマーサービス部長 2014年11月 取締役営業統括部長 2016年4月 代表取締役社長 営業・技術部門担当 2016年6月 代表取締役社長 営業部門担当 2021年6月 代表取締役社長 営業・技術（ハンドラ）部門担当（現任）	38,600株
	<p>〈選任理由〉</p> <p>田中賢治氏は、技術部門、営業部門を担当するなど、当社ビジネスに関する横断的な経験と知識を有しており、長年に渡り経営者として十分な実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>		
2	おまた とし お 尾亦利夫 (1961年11月25日)	1985年4月 当社入社 2014年1月 品質保証部長 2014年6月 取締役生産管理部長 2016年4月 取締役 製造部門担当 2018年5月 泰賽国際貿易(上海)有限公司(中国) 董事長（現任） 2018年6月 取締役 管理部門担当 2021年6月 取締役 管理・品質保証部門担当（現任）	14,800株
	<p>〈選任理由〉</p> <p>尾亦利夫氏は、製造部門、管理部門、品質保証部門を担当するなど、豊富な経験と幅広い知識を有していることから、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>		

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	みや わき ひろ ゆき 宮 脇 浩 幸 (1964年4月3日)	1987年4月 当社入社 2015年10月 製造部部长 2016年4月 製造部部长 2018年6月 取締役製造部部长 製造部門担当 2020年4月 取締役 製造部門担当 (現任)	6,000株
	〈選任理由〉 宮脇浩幸氏は、長年にわたり製造部門を担当するなど、当社生産業務に精通しており、生産部門の取りまとめ役としてふさわしい能力を備えていることから、これらの豊富な経験と実績をもとに、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。		
4	わた なべ こう いち 渡 邊 弘 一 (1969年6月27日)	1996年4月 当社入社 1998年10月 Tesec Europe 出向 2005年10月 営業部海外営業グループマネージャー 2014年1月 営業統括部部长 2015年10月 営業統括部部长 2016年4月 Tesec, Inc. 出向 (社長) 2021年4月 テスタビジネスユニットゼネラルマネージャー (現任) 2021年6月 取締役 技術 (テスト) 部門担当 (現任)	1,900株
	〈選任理由〉 渡邊弘一氏は、営業部門で培われた豊富な経験と、現地法人社長としての十分な実績を有していることから、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。		

- (注) 1. 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- 当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	やぎさき しちぞう 矢崎七三 (1955年3月8日)	1977年4月 ㈱協和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 2001年11月 当社入社 2002年4月 経理部長 2004年6月 取締役経理部長 2008年7月 泰賽国際貿易(上海)有限公司(中国) 董事長 2009年10月 常務取締役経理部長 2016年4月 常務取締役 管理部門担当 2018年6月 当社取締役[常勤監査等委員](現任)	52,600株
<p>〈選任理由〉 矢崎七三氏は、大手金融機関で蓄積した知見を有するとともに、当社取締役として長年にわたり管理部門を担当しており、当社業務に精通していることから、取締役(監査等委員)としての職務遂行にふさわしい能力を備えていると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2	みなみ ただよし 南 忠良 (1940年9月12日)	1988年12月 新日本証券㈱(現みずほ証券㈱) 取締役 1993年10月 新日本証券㈱常務取締役 1998年5月 新日本ファイナンス㈱(現みずほ証券プリンシパルインベストメント㈱) 専務取締役 1999年6月 イリソ電子工業㈱専務取締役 2002年3月 同社退社 2004年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任)	32,000株
<p>〈選任理由及び期待される役割の概要〉 南 忠良氏は、他社の取締役としての見識と経験を有し、社外取締役としての役割を十分果たすことができると判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏には業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの妥当性・適法性を確保するための助言や意見を期待しております。</p>			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	ます か わ ひ ろ あ き 舩 川 博 昭 (1952年9月3日)	1976年11月 中央共同監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2012年6月 同法人退所 2012年7月 舩川公認会計士事務所所長（現任） 2016年6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）	1,700株
3 <選任理由及び期待される役割の概要> 舩川博昭氏は、公認会計士としての見識と経験を有し、企業会計の専門家として、経営の監督とチェック機能を十分果たすことができると判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏には取締役会等において、専門の見地からの経営の監督とチェック機能に資する適切な提言や発言を期待しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと考えております。			

- (注) 1. 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- 当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 南 忠良氏および舩川博昭氏は、社外取締役候補者であります。
4. 南 忠良氏および舩川博昭氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本總會終結の時をもって6年となります。なお、南 忠良氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 当社は、南 忠良氏および舩川博昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任頂いた場合、取締役の構成、ならびに各人の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	地位	企業 経営	グロ ーパ ルな 視点	営業・ マーケ ティ ング	製品 開発	製造・ 品質	法務・ ガバ ナ ンス	財務・ 会計	人事・ 労務
田 中 賢 治	代表取締役社長	◎	◎	◎	◎	◎			
尾 亦 利 夫	取締役	◎				◎	◎	◎	◎
宮 脇 浩 幸	取締役		◎		◎	◎			
渡 邊 弘 一	取締役		◎	◎	◎				
矢 崎 七 三	取締役（常勤監査等委員）	◎					◎	◎	◎
南 忠 良	社外取締役（監査等委員）	◎		◎					
舩 川 博 昭	社外取締役（監査等委員）							◎	

本マトリックスは各氏の経験等を踏まえ、専門的な知見を有する分野、活躍を期待する分野を表しているもので、各氏の有するすべての知見を表したものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第48回定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただいで今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の報酬枠の範囲内で、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく4名となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年30,000株を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立し

ていない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役特に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に係る割当契約に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結するものといたします(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役を退任する日までの間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任または死亡により退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必

要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告13ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額30百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年30,000株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.52%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。本議案について監査等委員会からは、報酬等の決定の手続は適正であり、報酬等の内容は妥当であると判断した旨の意見表明を受けております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

